

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 5 年 10 月 18 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

53.1 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	<u>0.4 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>10.4 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	<u>9.1 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>23.5 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.0 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	12.4 トン

くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表 (案)

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。) における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年 <u>10月18日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>	<p>くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和5管理年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。) における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和5年 <u>7月13日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>																				
<p>第一 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>53.1 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>	<p>第一 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>53.1 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)</td> <td>1.0 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)</td> <td><u>0.4</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)</td> <td><u>10.4</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)</td> <td>1.2 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	1.0 トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	<u>0.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	<u>10.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	1.2 トン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)</td> <td>1.0 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)</td> <td><u>2.2</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)</td> <td><u>8.6</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)</td> <td>1.2 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	1.0 トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	<u>2.2</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	<u>8.6</u> トン	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	1.2 トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	1.0 トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	<u>0.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	<u>10.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	1.2 トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	1.0 トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	<u>2.2</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	<u>8.6</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	1.2 トン																				

月まで)	
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	<u>9.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	<u>23.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1.0 トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	12.4 トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	<u>14.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	<u>18.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	1.0 トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	12.4 トン

下線部が変更箇所